

地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト推進事業実施委託業務 仕様書

1 業務名

地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト推進事業実施委託業務

2 事業の背景

(1) SAF※ (Sustainable Aviation Fuel) について

本県における航空分野の CO₂ 排出量は 2021 年度で約 40 万トンと推計され、今後、航空需要の高まりを受けて、同分野からの CO₂ 排出量は更に増加する見込みである。

「あいち地球温暖化防止戦略 2030 (改定版)」では、温室効果ガス排出量を 2030 年度には 46.0%削減(2013 年度比)し、2050 年までにカーボンニュートラルを目指しており、その達成に向け、航空分野では CO₂ 削減効果の高い SAF の活用が重要な手段となる。

また、国土交通省は「航空脱炭素化推進基本方針」において、2030 年時点で本邦エアラインによる燃料使用量の 10%を SAF に置き換える目標を掲げており、今後、SAF の需要量はますます増加するとともに、原料輸送等に伴うエネルギー消費の少ない地産地消型 SAF の利用が望まれる。

※廃棄物等を原料とするジェット燃料で、従来のジェット燃料と比較して 60～80%の CO₂ 削減効果がある。

(2) あいちカーボンニュートラル戦略会議について

本県は、2050 年カーボンニュートラルを実現するために、2021 年から全国の民間企業等を対象に、革新的な脱炭素プロジェクトのアイデアを募集するとともに、提案されたアイデアの中から、事業化すべきプロジェクトを学識者からなる「あいちカーボンニュートラル戦略会議」において選定し、事業化を支援している。

2024 年 12 月に開催した同会議において、事業化を支援すべき脱炭素プロジェクトとして、(株)レボインターナショナル、(株)NTT データから提案のあった「地産地消 SAF サプライチェーン構築プロジェクト (以下「プロジェクト」という。)」が選定されたことから、本県ではプロジェクトの事業化を支援していく。

(3) 提案のあったプロジェクトの概要について

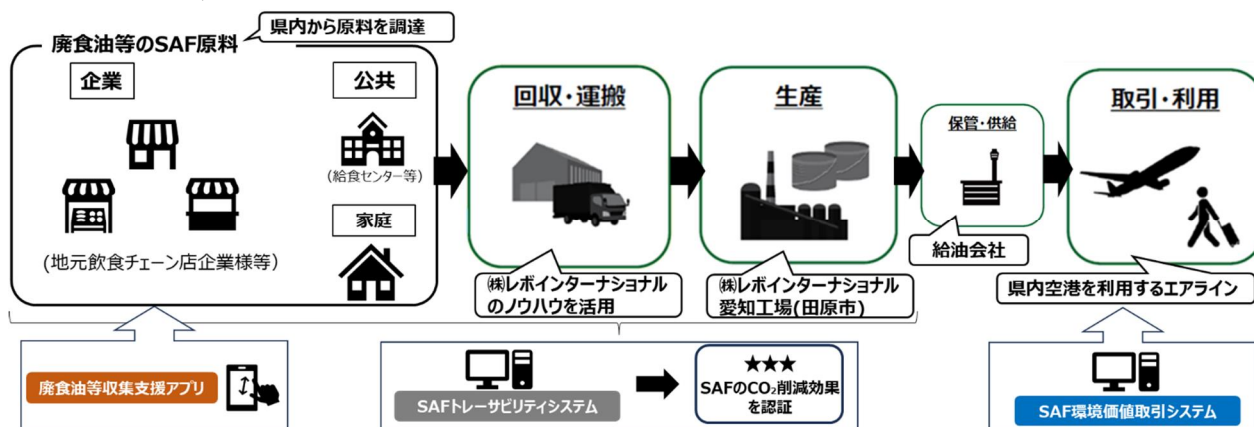
本地域の飲食チェーン店や家庭等から回収した廃食油等を原料に、(株)レボインターナショナルが田原市に立地する SAF 製造プラントにおいて、同社の特許技術である CO₂ 排出量の少ない方法で SAF を製造し、県内の空港を利用するエアラインへの供給を目指す。

また、(株)NTT データが開発するトレーサビリティシステムを活用し、廃食油等の原料の回収・SAF 製造・輸送等に伴う CO₂ 排出量を正確に把握する。同システムを活用して SAF の製造工程を含めた CO₂ 削減効果を評価する認証制度の創設等を

検討し、環境負荷の低い SAF の利用促進や SAF 製造業者等の本地域への新規参入等を促す。

これらの取組を通じ、原料となる廃食油等の回収から SAF の製造、供給、利用まで含めた地産地消サプライチェーンの構築を目指す。

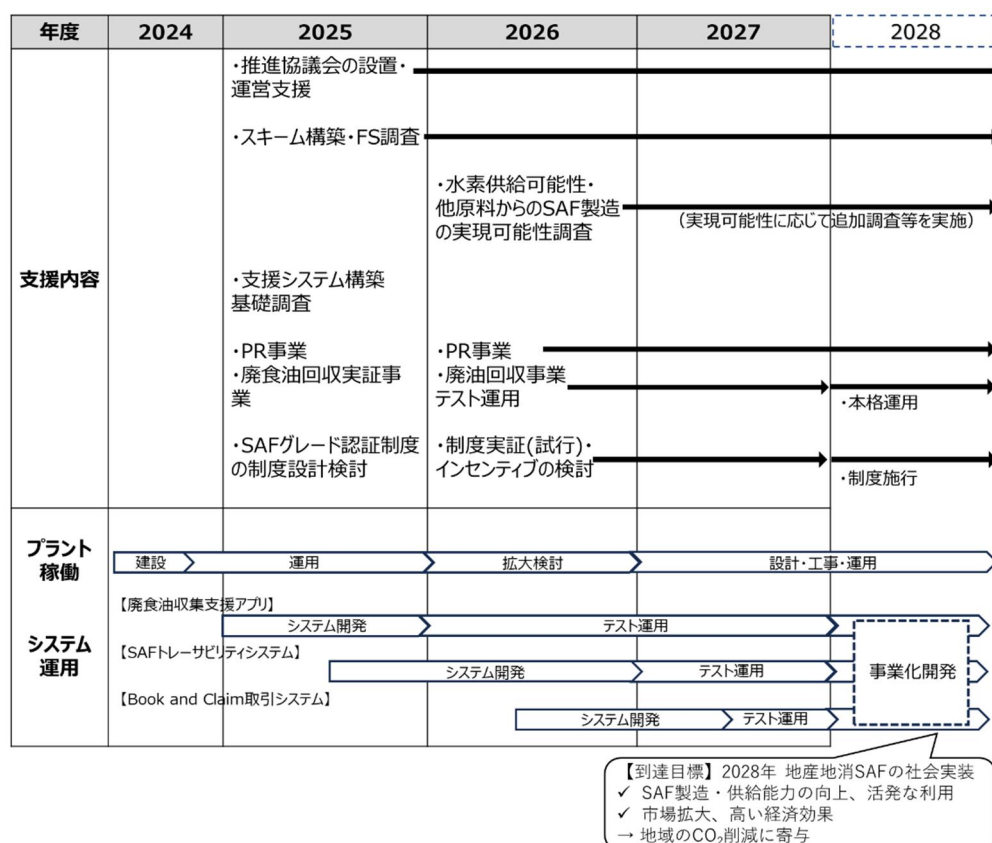
<プロジェクトのイメージ>



<提案企業の主な役割>

役割	会社名
原料の廃食油の回収、SAF 製造等	(株)レボインターナショナル
CO ₂ 排出量トレーサビリティシステム等の各種システム開発	(株)NTT データ

<プロジェクトの想定スケジュール>



(4)「あいち地産地消 SAF サプライチェーン推進協議会」の構成メンバーの公募について

プロジェクトの事業化を支援するため、関係者が連携して取組を進められるよう、学識者や企業、市町村等からなる「あいち地産地消 SAF サプライチェーン推進協議会（以下「協議会」という。）」を設立することとし、2025 年 1 月 15 日から構成メンバーを募集しており、廃食油等を有効活用したい企業・団体、SAF を利用したいエアライン等から参画意向が表明されている。

3 業務内容

以下の（１）～（６）の業務について、県及び提案企業と協議しながら実施するものとする。

※ 業務内容の詳細は、企画提案書を踏まえ、県及び提案企業と事前に協議の上、決定する。

(1) 協議会運営支援・ヒアリング調査

市町村、飲食店、空港、エアライン等のステークホルダーからなる協議会を運営し、サプライチェーン全体の課題検討等の支援を行う。

また、プロジェクトを各ステークホルダーのニーズ・課題等を踏まえながら推進するとともに、協議会への参画を促すためにヒアリング調査を併せて実施する。

- ・ 1 回目協議会（6 月中）及び 2 回目協議会（年度内）の準備及び当日運営（会場手配等含む。オンラインを含むハイブリッド開催とする。）
- ・ プロジェクトへの参画促進に資する PR
- ・ ステークホルダーへのヒアリング調査の実施

(2) 地産地消SAFスキーム構築・FS調査

地産地消SAFサプライチェーンの実現に向けたモデルスキームを構築するために、モデルスキーム構築に向けた構想を策定するとともに、構想の実現に向けて必要となるFS調査を実施する。

- ・ (株)NTTデータが構築する各種システムを利用することを前提に、原材料の収集・製造・共有・利用に至るまでのモデルスキームの構想
- ・ 廃食油等の原材料を効率的に収集する仕組みの立案・検討

仕組みの例	廃食油回収拠点の設置促進、ガイドラインの策定 等
-------	--------------------------

- ・ 構想の実現に向けて、ステークホルダーのニーズ等を踏まえたFS調査の実施

(3) SAFサプライチェーン支援システム構築基礎調査

(株)NTT データが構築する廃食油収集支援アプリに用いる情報やトレーサビリティシステムに用いる一次データなど、各種パラメータを取得するための基礎調査を実施する。必要な取得するパラメータについては、(株)NTT データと調整

の上、決定するが、例示としては以下のとおり。

取得する パラメータ の例	■原料／燃料情報 ・原料／燃料のサプライヤ及び供給先情報 ・原料／燃料名称 ・原料／燃料の原産国 ・出荷及び在庫量 ■温室効果ガス関連情報 ・活動量（原料投入量、輸送量・距離、廃棄量） ・排出原単位 ・温室効果ガス排出量 等
------------------------------	---

（４）原材料回収・SAF 利用に係る PR／廃食油回収インセンティブ実証事業

原材料(廃食油等)の回収や SAF 利用に係る PR を実施し、SAF の活用に対する機運を醸成する。併せて、廃食油等の回収に係るインセンティブ付与等も含め、(株)NTT データが構築する廃食油収集支援アプリを活用した実証事業を検討する。

- ・飲食店・一般家庭等への廃食油等回収や荷主・旅客への SAF 利用について PR
- ・一般家庭や地域の企業向けに廃食油等回収のインセンティブ付与を検討
- ・(株)NTT データが構築するシステムの進捗状況に応じたインセンティブ付与等の実証事業の検討・提案

（５）SAF グレード認証制度の制度設計検討

CO₂削減効果等に基づく SAF のグレード認証制度を策定・運用するため、制度設計に係る検討を行う。なお、検討にあたっては、ステークホルダーへのヒアリング調査やスキーム構築・FS 調査等本事業で得られた結果等を反映する。

- ・国内外の先進事例調査、とりまとめ
- ・SAF グレード認証制度の制度設計について検討
- ・有識者・関係行政機関等からなるワーキンググループによる検討
- ・グレード認証に係るインセンティブ制度の検討

（６）その他

- ・事業の進捗管理等のため、提案企業及び県担当者と月 1 回以上のミーティングを実施すること。
- ・プロジェクトを推進する上で、次年度以降に必要な調査・検討事項や、県からの支援メニューに関して検討すること。
- ・環境省や経済産業省等の国の補助金の獲得に向けた情報収集や申請支援を行うこと。
- ・国の SAF に係る調査・検討、実証事業の状況について、情報収集及び取りまとめを行うこと。
- ・他地域における国内外の SAF 製造プロジェクトの最新情報をとりまとめ、各プロジェクトにおけるサプライチェーンの構造分析等を行うこと。
- ・事業の実施にあたっては、県と密接に連携して取り組むこと。

4 業務実施計画書の作成

本業務について、年度内に達成する成果を関係者で共有するとともに、業務を円滑に進めるため、契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、本県の承認を受けるとともに、提案企業と調整の上、本計画書に基づき、業務を進めるものとする。

5 業務の委託期間

契約締結の日から 2026 年 3 月 27 日（金）まで

6 成果物の提出

本業務の成果物として以下を取りまとめて提出すること。

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 報告書（A4 判簡易製本、A3 判の折込可） | 印刷物 3 部 |
| (2) 上記（1）の原稿一式（電子データ）※ | 電子媒体 一式 |

※ 電子データには、報告書の印刷原稿の他、本業務の実施にあたり収集・作成した各種資料、図表・グラフ等のバックデータも格納すること。また、保存するデータ形式は、県が再利用できるものとする。

7 提出場所

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

8 委託業務にあたっての留意点

- (1) この仕様書に定めるもののほか業務の詳細については、受託者の企画提案書のとおりとする。ただし、県と協議の上、内容を変更する場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務の開始から終了までの間、業務を総括する責任者を 1 名配置し、事業の円滑な実施のため、定期的に県と連絡調整するとともに、打合せを行うこと。打合せを実施した場合には、その記録を作成し、速やかに提出、確認を受けること。
- (3) 受託者は、事業の実施・管理運営に際し、県やその他の関係者との連携・調整を行うこと。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (6) 成果物はすべて県の所有物とし、許可なく他に利用又は貸与等を行ってはな

らない。

- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。
- (8) 本業務に係る実地監査等が行われる際、受託者は協力すること。
- (9) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (10) 受託者は、業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項や疑義を生じた事項については、必要に応じて県と協議して決めるものとする。